入札要領

- 第1条 入札参加希望者は、国有財産売払公示書及び本要領を熟読の上、入札してください。
- 第2条 現物と公示数量が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。
- 第3条 代理人により入札する場合は、入札書の提出と同時に委任状を提出してください。
- 第4条 入札は、北海道財務局から交付を受けた入札書に必要な事項を記入し、入札書のみを入札書提出 用の封筒に入れた上で封をし、入札関係書類とともに郵送用封筒により、入札受付期間〔令和 7 年 12 月1日(月曜日) 9 時から令和 7 年 12 月 12日(金曜日) 17時まで(必着)〕に、北海道財務局 管財部 第 2統括国有財産管理官あての簡易書留郵便で郵送又は持参によって提出しなければなりません。
 - 2 入札締切日までに到達しない入札は無効となりますので、郵送により入札を行う場合は十分余裕を みて早めに送付してください。
- 第5条 入札者は、入札する前に入札保証金として、入札金額の 100 分の 5 以上(円未満切上)に相当する金額を北海道財務局から交付を受けた振込依頼書を用いて、北海道財務局の預金口座(口座番号等:振込依頼書記載のとおり)に振り込んでください。その際、受領した保管金受入手続添付書を入札保証金振込証明書に貼付し、入札保証金提出書と一緒に提出してください。保管金受入手続添付書の貼付がないと、北海道財務局の預金口座に現金を納めてあっても入札は無効となります。
 - 2 1通の振込依頼書で、複数物件の入札保証金を振り込むことはできません。
 - 3 振込依頼書には、必ず入札書に記載されている物件番号を記載してください。
 - 4 入札保証金の納付後は、その取消し又は変更はできません。
- 第6条 入札書の記載にあたっては、入札書の注意事項に従い、間違いのないよう記入してください。
 - 2 入札保証金を返還する場合は、あらかじめ入札者が指定した銀行等の預金口座へ振り込みますので、入札保証金提出書の入札保証金返還先欄に金融機関名、預金の種類、口座番号、口座名義人氏名を正確に記入してください。
- 第7条 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできません。
- 第8条 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。
 - 1 公示書又は本要領の条項に違反するもの
 - 2 入札書に入札者の住所、氏名(法人の場合にはその名称又は商号及び代表者の氏名)の記入のないもの
 - 3 代理人により入札する場合、入札書に代理人の住所、氏名(法人の場合にはその名称又は商号 及び代表者の氏名)の記入のないもの
 - 4 入札書の金額を訂正したもの、金額の記載が明確でないもの
 - 5 所定の入札書以外の用紙を使用して行ったもの
 - 6 第5条に規定する入札保証金振込証明書の提出がないもの
 - 7 第5条に規定する入札保証金提出書の提出がないもの
 - 8 第5条に規定する入札保証金を差し出さないもの
 - 9 1物件に対して一人で複数の入札をしたもの
 - 10 最低売却価格に達しない入札をしたもの

- 11 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条及び第 71 条の規定並びに国有財産法(昭和 23 年法律第 73 号)第 16 条の規定に該当する者が入札したもの
- 12 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。) 第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者が入札したもの

なお、警察当局から排除要請がある者とは、次の要件のいずれかに該当するものとして警察当局から排除要請を受けた者をいう。

- (1) 当該物件を暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の事務所その他これ に類するものの用に供しようとするもの
 - (注)「これに類するもの」とは、「公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるもの」をいう。
- (2) 次のいずれかに該当するとき
 - ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。)が、暴力団又は暴対法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を加える 目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると き
- (3) (1)、(2)の依頼を受けて入札に参加しようとするもの
- 13 入札関係提出書に虚偽の記載があるもの
- 14 その他入札担当官等が入札書及び入札関係書類不完全と認めたもの
- 第9条 開札は、国有財産売払公示書において公示した時間及び場所に、国の指定した者を立会いさせて行います。なお、入札受付票を持参した入札参加者及びその関係者の出席は自由ですが、開札会場への入場に際し、入札受付票、入札物件及び入札者名により入札関係者であることの確認をさせていただきます。
- 第10条 落札者は、最低売却価格以上で最高の価格をもって入札した者と決定します。

ただし、最低売却価格以上で最高の価格をもって入札した者が、警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保するとともに、当該物件に係るすべての入札参加者へその旨通知します。第8条に規定する排除要請が行われなかった場合は、落札候補者を落札者と決定するものとし、同条に規定する排除要請が行われた場合は、落札候補者の入札を無効とするとともに、最低売却価格以上で入札した他の者(警察当局から排除要請が行われなかった者に限る。)のうち最高の価格をもって入札した者を落札者と決定します。

また、落札者となる同価の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。 入札者が開札会場にいない場合には、国の指定した者がくじを引きます。

なお、落札者となる同価の入札者に落札候補者がいる場合には、落札候補者が警察当局から排除 要請のある者であるか否かについて確定するまでは、くじ引きを留保します。

第11条 開札結果については、入札者に速やかに文書をもって通知するとともに、開札後、速やかに北海道 財務局のホームページに入札の実施結果に係る次に掲げる情報を公表します。

所在地、登記地目(建物付土地の場合は登記地目及び種類)、面積(建物付土地の場合は土地面積及び建物面積)、応札者数、開札結果、都市計画区域、用途地域、建廠率、容積率

- 第12条 非居住者(外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)第 6 条第 1 項第 6 号に規定する非居住者をいう。)が落札者となった場合で、外国為替令(昭和 55 年政令第 260 号)第 11 条第 3 項の規定により財務大臣の許可を要するものであるときは、契約は財務大臣の許可があったときに有効とします。
- 第13条 入札保証金は、落札者を除き、第6条第2項に規定する方法により還付します。なお、落札者の入札保証金は、第15条に定める契約保証金に充当します。

また、落札者の決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金の還付を留保します。

ただし、開札後、入札参加者から落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場合には、入札保証金を還付します。

第14条 落札者が令和8年2月9日(月曜日)までに契約を締結しない場合には、その落札は無効となり入札 保証金は国庫に帰属することになります。

また、入札参加資格の確認に関して、警察当局からの回答を待って契約を締結する必要がある場合については、その旨及び契約締結期限を連絡することとします。

- 第15条 落札者は、契約締結しようとするとき、第 13 条の規定により契約保証金に充当する入札保証金を含めて、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上(円未満切上)に相当する金額を現金又は北海道財務局(財務事務所、出張所)の契約担当課から交付を受けた振込依頼書を用いて、北海道財務局の預金口座に振込むことにより納めるか、これに代えて国債により納めなければなりません。なお、登録国債で納めようとする場合には、国債規則第 41 条の登録済通知書を提出しなければなりません。
- 第16条 契約保証金を国債により納めた場合は、売買代金に充当する取扱いとはならないことから、売買代金の全額を納付した後に、契約保証金を納付したときに発行した受領証書と引換えに還付します。
- 第17条 落札者との売買契約締結後、速やかに、その契約内容に係る次に掲げる情報を北海道財務局のホームページに公表します。

所在地、登記地目(建物付土地の場合は登記地目及び種類)、面積(建物付土地の場合は土地面積及び建物面積)、応札者数、開札結果、不落等随契の有無、契約年月日、契約金額、契約相手方の法人・個人の別(契約相手方が地方公共団体の場合は当該団体名)、契約相手方の業種(契約相手方が法人の場合のみ)、価格形成上の減価要因(国の予定価格(予算決算及び会計令(昭和22年 勅令第165号)第80条の規定に基づき定める予定価格をいう。)の算定に当たり、地下埋設物、土壌汚染等の物件の状況又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因をいう。)、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

- 2 第 11 条及び前項に規定する公表への同意が契約締結の要件となります。
- 第18条 本要領に定めない事項は、すべて会計法規の定めるところによって処理します。